

| 公益社団法人 全国助産師教育協議会 定款 | |
|--|--|
| 現 行 | 改 正 案 |
| <p>(種類及び定数)</p> <p>第14条 本会に次の役員を置く。</p> <p>理事 <u>10名以上</u></p> <p>監事 2名以内</p> | <p>(種類及び定数)</p> <p>第14条 本会に次の役員を置く。</p> <p>理事 <u>5名以上10名以内</u></p> <p>監事 2名以内</p> |
| <p>(選任等)</p> <p>第15条</p> | <p>(選任等)</p> <p>第15条</p> <p>7 <u>理事及び監事の選任候補者は、別に定める役員選挙管理規程によって選出する。</u></p> |
| <p>(理事の職務・権限)</p> <p>第16条</p> <p>3 副会長をもって<u>一般社団・財団法人上</u>の業務執行理事とし、副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。</p> <p>4 <u>理事は</u>、会長及び副会長を補佐し、理事会で定める分担に従って本会の業務を執行する。また、会長若しくは副会長に事故があるとき、又は会長若しくは副会長が欠けたときは、理事会において、会長又は副会長を選定する。</p> | <p>(理事の職務・権限)</p> <p>第16条</p> <p>3 副会長をもって<u>一般社団・財団法人法上</u>の業務執行理事とし、副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。</p> <p>4 <u>理事は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし</u>、会長及び副会長を補佐し、理事会で定める分担に従って本会の業務を執行する。また、会長若しくは副会長に事故があるとき、又は会長若しくは副会長が欠けたときは、理事会において、会長又は副会長を選定する。</p> |
| <p>(権限)</p> <p>第26条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。社員総会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 役員の選任及び解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>[以下第1項省略]</p> <p>2 前項にかかわらず、個々の社員総会において第28条第4項の書面に記載した<u>目的及び審議事項以外の事項</u>は、議決することができない。ただし、一般社団・財団法人法第55条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りではない。</p> | <p>(権限)</p> <p>第26条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。社員総会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 役員の選任及び解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>[以下第1項省略]</p> <p>2 前項にかかわらず、個々の社員総会において第28条第4項の書面に記載した<u>目的以外の事項</u>は、議決することができない。ただし、一般社団・財団法人法第55条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りではない。</p> |